

## 平成 29 年度 事業計画

平成29年度は、第3期指定管理期間の2年目の年となる。昨今の障害者福祉を巡る状況は大きく変化しており、社会福祉法人制度改革における社会福祉法改正の施行等、変革に対応した事業展開が求められる。また、社会福祉法改正に伴い新たに（1）理事会・評議員会の運営体制の変更に基づく評議員・役員の選任（2）適正な財務会計管理を目的とした会計監査人の導入（3）地域における公益的な取組等を実施していく。特に、地域における公益的な取組は社会福祉法人の責務であり、その本旨を踏まえ地域のニーズにきめ細かく対応し、既存の社会福祉事業を積極的に展開するとともに、地域包括ケアシステムを構築していく上で、中心的な役割を果たしていくことが望まれる。

また、利用者へ質の高い福祉サービスを提供するため、ストレスチェック等による職員のメンタルヘルス対策を充実し、心身の健康維持に努め、研修等による虐待防止策の取組の強化や防犯対策に係る施設整備を行うなど、利用者等に取り巻く様々な法令を遵守し、より一層の専門性の向上に努める。さらに、重症心身障害児（者）施設の児者一体運営の恒久制度化の実現に向けて情報収集をし、対応準備を行う。

第3期指定管理期間においては、施設の機能強化及び療養環境の改善に向けた中・長期的な計画を立て、実現していく必要がある。具体的には、（1）医療型障害児入所施設の施設整備事業による発達障害を診療できる専門的な外来・療育機能の強化（2）在宅の重症・重度心身障害児（者）が利用可能な短期入所や通所サービス等の支援機能の整備（3）高次脳機能障害者の退院から社会復帰までの一貫した支援の機能整備等がある。これらの実現には、それぞれの障害に特化した支援機能を整備させ、個々の支援ニーズに対応できるよう、マネジメントしていかなければならない。

今後も利用者から選ばれる福祉・医療サービスの提供主体であるためには、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備・充実を行い、より専門性の向上を図っていく必要がある。そのためには、各施設で提供しているサービスの内容や提供体制の定期的かつ客観的な評価、見直し及び再構築を行い、優秀な職員の確保、人材育成策の充実等、職員の能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組んでいかなければならない。

これらのことを踏まえ、指定管理9施設の管理経営並びに受託事業及び自主事業の実施に当たっては、次の基本方針を基に、以下の事項を重点的に実施する。

### 〈基本方針〉

- 1 利用者本位の福祉サービスの提供を基本とする。
- 2 経営基盤の強化や安定的な経営ができる体制づくりに取り組む。
- 3 ニーズに対応した質の高いサービスを提供する体制の強化を図る。
- 4 各施設の専門的機能を活用し、地域福祉の向上に貢献する。

## 〈重点事項〉

### 1 利用者から選択される福祉サービスの提供

利用者等のニーズを的確に把握し、利用者等から信頼され、選ばれる福祉サービスの提供に努める。

- 個々のニーズに応じた個別支援の実施
- 医療スタッフをはじめとした専門スタッフの施設間連携による事業団全体でのサービスの提供

### 2 経営体制の強化

社会福祉法人としての財務管理を適正かつ効率的に進めるとともに、常に的確・健全な経営に努める。

- 社会福祉法人制度改革に伴う経営組織のガバナンスの強化
- 会計監査人の導入による財務規律の強化
- 医療型障害児入所施設整備事業の推進
- 収入増に係る具体策の実現に向けた取組
- 人的、物的資源の有効活用の促進
- リスクマネジメント体制の充実
- 機能強化及び療養環境の改善に向けた中・長期計画の策定の検討

### 3 質の高いサービス体制の強化

障害者福祉制度の変革の中で、利用者から選ばれる福祉サービス提供主体となるため、より一層の専門性の向上を図る。

- 利用者の権利擁護に対する取組
- 職員の確保対策として広報活動等の充実
- 研修・教育体制の強化
- 職員のメンタルヘルスに関する対策の充実
- 研究・業務改善活動に対する支援策の実施
- 防犯対策に係る施設整備の実施
- 個人情報保護対策及び職員の意識向上
- コンプライアンスの徹底

### 4 専門的機能の活用による地域福祉向上への貢献

各施設が有する専門的機能を活用して、地域における公益的な取組を実施するとともに、法人の専門的機能の充実を図る。

- 各種専門職養成校の実習・見学の受け入れに伴う、医療・福祉分野の人材育成
- 地域の障害児（者）及び家族への相談・情報提供等による支援の実施
- 障害者スポーツ等の普及・社会参加の促進等を目的とした職員の地域派遣
- 特別支援学級に在籍する中学生への放課後活動支援の実施
- 障害児の地域生活支援を目的とした巡回療育相談会への理学療法士の派遣
- 障害特性や関わり方を学び、保護者同士のつながりや共感性を高める講演会等の実施
- 一人暮らし高齢者宅への清掃活動

広島県福祉事業団は、平成28年度から平成37年度までの第三期指定管理期間（10年間）において、次の医療センター（診療部門）1施設、医療型障害児入所施設（療養介護含む）4施設、医療型児童発達支援センター2施設（内1施設は入所施設に含む）、障害者支援施設2施設、身体障害者福祉センター1施設、計9施設の広島県立社会福祉施設について、指定管理者として管理経営していきます。

さらに、自主事業として、短期入所事業、相談支援事業等を実施していきます。

### 【指定管理施設】

#### ◇障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町田口）

◎医療センター	（診療部門）	入院160床
高次脳機能センター		入院 40床（再掲）
◎若草園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 62人
	（医療型児童発達支援センター）	通所 10人
◎若草療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 53人
◎あけぼの	（障害者支援施設）	入所 70人
		日中 80人
◎スポーツ交流センター	（身体障害者福祉センター）	

#### ◇福山若草園（福山市水呑町）

◎福山若草育成園	（医療型児童発達支援センター）	通所 20人
◎福山若草療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 54人

#### ◇障害者療育支援センター（東広島市八本松町米満）

◎松陽寮	（障害者支援施設）	入所148人
		日中174人
◎わかば療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 50人

### 【自主事業】

◎若草園	○短期入所事業：空床型 4人	○放課後等デイサービス事業：定員 10人
◎若草療育園	○短期入所事業：併設型 5人	
◎あけぼの	○短期入所事業：併設型 5人	○相談支援事業（一般・特定）
◎福山若草育成園	○放課後等デイサービス事業：定員 10人	
◎福山若草療育園	○短期入所事業：併設型 6人	○生活介護事業：定員 10人
	○相談支援事業（特定）	
◎松陽寮	○短期入所事業：併設型 8人	
	○相談支援事業（一般・特定）	
◎わかば療育園	○短期入所事業：併設型 5人	
「はみんぐ」	○児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業：定員 20人	
	○障害児相談支援事業	
「きらら」	○生活介護事業・児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業：定員 5人	